

## フリマは個人間取引

インターネット上で、主に個人同士が商品やサービスの売買が手軽にできるフリマサービスの利用が広がる中、利用者間でのトラブルも増えています。

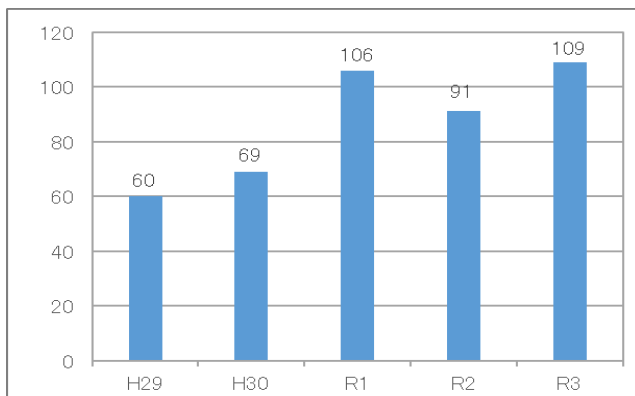
▼フリマサイトでスマホを購入し、代金はクレジットカードで支払った。商品が届く前に出品者から、お金が必要になったため先に受け取り評価をしてほしいと依頼されて評価した。その後、商品が届かないため運営サイトに連絡したが、当事者間で解決するようと言われた。(40代・男性)

▼フリマサイトで購入したブランドバッグが偽物だった。出品者に返品・返金を求めたが応じてくれなかった。運営サイトに問い合わせたが、受け取り評価後のため双方で話し合うようと言われた。(30代女性)

▼フリマサイトにゲーム機を出品し、購入者に発送した。購入者に届いたことは確認できたが、受け取り評価をしてくれない。購入者に連絡しても返事が来ない。このままでは代金の受け取りや商品の取り戻しもできない(20代・男性)

フリマサービスは、出品者と購入者に取引の場を提供するものであり、ほとんどが個人間取引です。トラブルが発生した際は、原則として当事者間で解決を図るように求められるため、リスクを伴う取引であることを認識する必要があります。

商品購入の際には、取引条件や商品の特性をよく確認しましょう。商品到着後に問題が判明しても、取引完了となった後では、運営業者に申し出てもサポートが受けられないことがあります。受け取り評価は商品をよく確認してから行いましょう。



※県内の消費生活相談窓口寄せられた  
フリマサービスに関する相談件数

一方、出品する場合には、出品が禁止されている商品ではないかなどのサイトの出品ルールを確認した上で、汚れや傷などを含めた商品の特征や状態がはっきりと分かるような表示をして、購入者の誤解を招かないように努めましょう。

サイトの利用規約やサービスの仕組みを事前に理解し、ルールを守って上手に利用しましょう。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話又は面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日8：30～17：00 土曜日9：00～17：00(電話相談のみ)

消費者ホットライン：☎(局番なし)188番(いやや!)

※188番は、お近くの市町村又は県の相談窓口につながります。